

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設置認可に係る意見聴取についての補足説明

こども未来局 幼児教育・保育支援課

1 児童福祉専門分科会において意見聴取を行う理由

(1)乳児等通園支援事業の創設と本市の状況

国は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)を創設しました。

静岡市では、先行して令和6年12月から令和7年2月まで試行的に事業を実施し、令和7年度乳児等通園支援事業については、令和7年8月より事業を開始する予定となっています。

(2)事業実施のための認可とは

令和7年4月1日改正の「児童福祉法」において、乳児等通園支援事業が認可事業として位置づけられました。

そのため事業を実施する施設は、実施をするために市の「認可」を受ける必要があります。

(3)児童福祉専門分科会において意見聴取を行う理由(今回の議題)

市が認可を行う際、改正児童福祉法第34条の15第4項の規定により、「乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会※の意見を聴取する」こととされています。※本市においては児童福祉専門分科会

これらの経緯から、実施施設の認可に関し、皆様にご意見いただくことをお願いするものです。

2 意見聴取のための資料と補足説明

(1)お送りした資料

○資料1 議題

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設置認可に係る意見聴取について

○資料2 参考資料

乳児等通園支援事業の詳細

○資料3 意見書

委員の皆様は、こちらからご意見等をお願いいたします。

(2)資料の補足説明

○資料1 議題

事業概要と、事業実施予定(認可予定)の施設について記載しています。

今年度は保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業)を対象に施設を公募しています。

応募(認可申請)は6施設であり、事業を実施するための人員要件や面積基準等(※)は適合している見込みです。

※児童福祉法の規定により定めた「静岡県乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年4月1日施行)」により設備及び運営に関する基準を示しています。

なお、市立の施設は、認可不要となるため議題の対象とはなりません。

○資料2 参考資料

乳児等通園支援事業について、国の考え方・方針、市の実施予定を記載しています。

令和7年度は児童福祉法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、事業の実施の有無は自治体判断となりますが、令和8年度は子ども・子育て支援法改正により「乳児等のための支援給付」として給付制度化され、全国の自治体で実施する予定となっています。

○資料3 意見書

委員の皆様におかれましては、資料をご確認いただきご意見をお願いいたします。

ご意見いただいた内容は、今後の事業実施の参考とさせていただく他、事業そのものに関するご質問(事業に対する市の方針や、令和6年度の試行的事業について等)がございましたら、次回以降の専門分科会(対面方式予定)においてご説明いたします。